

策組織である「学校いじめ対策委員会」など、組織においていじめを受けた児童等の状況等を総合的に考慮し、判断する。

【いじめの解消と判断するための2つの条件】

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日制定）」

以上のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) いじめ重大事態の定義

法第28条第1項において次のように定義されている。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号「生命、心身又は財産重大事態」という
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号「不登校重大事態」という

3 学校及び教職員の責務

学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民及び関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ未然防止・早期発見及び事案対処に関する措置を実効的に行うための「いじめの防止等の対策のための組織」として「学校いじめ対策委員会（以下「なかよし会議」という。）」を置く。

イ 所掌事項

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核としての役割を務め、いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめを積極的に認知し、区教育委員会、家庭、地域及び関係機関と連携しながら具体的な対応及び支援策を早期に講じ、いじめの解消に努める。

- ・ 定例会議の設定と会議録の作成・保管
- ・ いじめ防止等に関する研修会（年3回）や授業（年3回）、一人1台端末を活用した各種調査の実施等、年間計画の作成・実施
- ・ いじめの早期発見につながる一人1台端末を活用した各種調査の分析
- ・ 教職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- ・ いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施
- ・ いじめの定義に基づいたいじめの認知及び重大事態の認定
- ・ いじめの解消に向けた対応方針の協議
- ・ 児童等、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
- ・ 議事録、調査結果及び対応記録等の記録の保管（5年保存）・引継ぎ
- ・ 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

ウ 会議の開催

- ・ 月例会を開催（月1回）
- ・ いじめの事案や重大性に応じて、適宜開催

エ 委員構成

なかよし会議は、管理職及び生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、区教育委員会による支援チーム等により構成される。事案に応じて、学級担任、教科担任、部活動顧問、福祉・心理の専門家等が加わる。

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学級担任による問題を抱えた児童等へ日常の声掛け

各種いじめ調査ツールの回答、休み時間や放課後の雑談の中などで、教職員が児童等の様子に目を配り、個人ノートや学級日誌等、教職員と児童等の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

イ 学期に1回いじめに関する授業（年3回以上）を実施

市民科学習の充実及びトリプルチェンジの実施

ウ 児童生徒会等による主体的な取組への支援の方策

- ・ 児童生徒会等による自治的活動の取組推進

- ・委員会活動の児童等による挨拶運動の推進
- ・学級委員、生活委員会による日常の呼び掛け

(2) 早期発見のための取組

- ア 一人1台端末を活用した各種調査の活用
 デイケン、いじめDアンケート、NiCoLi、学校風土調査
- イ 1学期に第5、7学年を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談の計画
- ウ 学年ごとの定期的な個人面談の計画
 気になることはすぐに担任が個人的に聞き取る。
- エ 区教育委員会による支援チーム、警察等の関係諸機関との連携
- オ 各学期に1回主任児童委員連絡会の計画
 参加者：民生委員、主任児童委員、児童センター、品川警察署、ふれあいの家、
 区教育委員会による支援チーム、品川区子ども家庭支援センター、
 品川区児童相談所

(3) 早期対応のための取組

- ア 把握した情報に基づく対応方針
 - ・被害者の安全確保と緊急度アセスメント
 - ・自殺、自殺企図、不必要な不登校の回避
 - ・深刻な事案、緊急性のあるものに関しては、速やかに関係各所に報告
- イ 被害の児童等の安全確保とケアの具体的方策
 - ・被害の児童等の安全を確認
 - ・速やかに事実確認を行い、いじめを受けた児童等の保護者に、事実を説明
 - ・被害の児童等の自己肯定感を支援
 - ・被害の児童等の教育的ニーズに対応し、学校としてできる学習支援や校内教育支援センター（校内別室：ほっとスペース）等について説明し、環境調整を実施
- ウ 加害の児童等に対する指導等の具体的方策
 - ・速やかに事実確認を行い、いじめを行った児童等の保護者に事実を説明
 - ・加害の児童等にシンキングエラーを正すため、共感についての指導を実施
 - ・加害の児童等に背景の問題から支援し、よりよいやり方を考えさせる指導を実施
- エ いじめを伝えた児童等の安全確保の具体的方策
 - ・いじめを傍観していたことによる傷付きをケア
 - ・支援と予防を再構築するため、思いやりのある手段になる行動の振り返り

(4) 重大事態への対処

- ア いじめ重大事態が発生した場合の初動対応
 - ・速やかに教育委員会へ報告
 - ・いじめを受けた児童等の保護者への説明
- イ 被害の児童等の保護に関する具体的方策
 - ・被害児童等の自己肯定感を支援
 - ・被害児童等が不登校になっている場合は、学校への復帰に向けた支援を行う。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用計画

- ・被害児童等に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを実施

エ 加害の児童等への働き掛けの具体的方策

- ・いじめを行った児童等の保護者への説明
- ・共感を教え、シンキングエラーを正し、よりよいやり方を考えさせ、背景の問題から支援

オ 保護者や地域との連携の具体的方策

- ・校区教育協働委員会への報告
- ・主任児童委員連絡会への報告

カ いじめ重大事態調査結果への対応と再発防止

- ・被害の児童等への心のケア・支援、加害の児童等への指導・支援を行い、再発防止策を検討する
- ・被害児童等が不登校になっている場合は、学校への復帰に向けた支援を行う
- ・再発防止策を検討する

6 教職員研修計画

教職員の生活指導への意識の向上

(1) 「いじめ防止に関する校内研修会」の実施

区はいじめ防止教育リーダー教員研修受講者による伝達研修

(2) 「学級担任によるいじめ早期発見チェックポイント」研修

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 電話連絡、家庭訪問による保護者への情報提供

(2) 三者面談（7月、12月）の実施

(3) 保護者会（4月、7月、3月）の実施

(4) スクールカウンセラーの活用

(5) P T A運営委員会での情報提供

P T A役員会での活動を通じた連絡が入りやすい体制 P R活動

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域住民は、それぞれの地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

(2) 地域住民は、児童等がいじめを受けているとき又はいじめを受けていると思うときは、速やかに区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努める。

(3) 関係機関等は、いじめに関する情報を入手したときは、速やかに区及び学校に報告するよう努める。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 重点目標

いじめ防止の柱を、「いじめをしない、させない、許さない」という組織作りと、「よ

りよい人間関係の構築」の心の教育とする。

ア いじめの問題への対策は家庭や地域、関係機関と連携して取り組み、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処をより実効的なものにするため、いじめ防止に関する授業及び調査、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かした取組を実施する。

イ 市民科の時間を要とした市民科教育と全教育活動を通して、自分の意見を尊重しつつ、他者の意見や思いを受け入れ行動できる態度や思いやる心を育む指導を行う。

(2) 指標

ア いじめの防止の取組に関すること

- ・いじめ調査ツールを有効活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ・児童等と積極的に関係づくりを行い、現状や不安解消につながるようにする。
- ・普段から児童等とコミュニケーションを図るだけでなく、学年会や毎月の「なかよし会議」で児童等の情報を共有し、いじめの早期発見、未然防止に努めた指導を行う。さらに、自分が悩んだり困ったときは大人に相談したり、アイシグナルを活用したりするよう指導し、SOSを出すことの重要性を理解させる。

イ よりよい人間関係の構築への取組に関すること

- ・「学校評価アンケート児童・生徒質問紙調査【(2)自分と人との関わり】」の以下の設問において、達成率を80%以上にする。

【(2)自分と人との関わり】

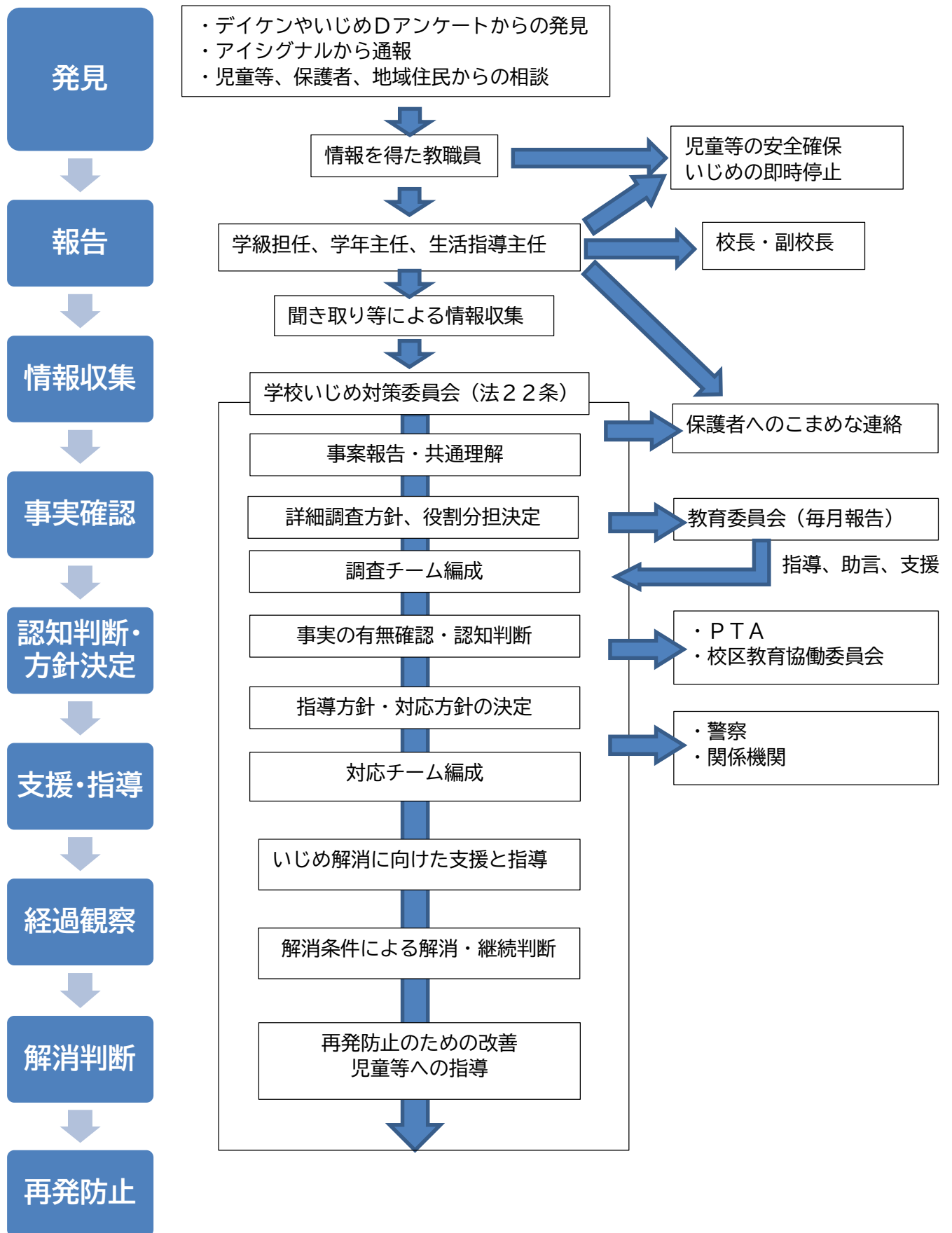
- ①自分の良い点を伸ばし、悪い点を改善しようとする。
 - ②相手を思いやる行動をしようとする。
 - ③相手の考えを受け入れ、尊重した行動をしようとする。
- ・道徳の教科書を活用した市民科授業、日常的に行う人権への配慮を意識した人権教育など、市民科全領域を柱とした全教育活動を通して、思いやりの心や人権尊重の精神を養い、道徳的実践力を身に付ける。
 - ・校外学習や宿泊的行事を通して公共マナーや社会に生きる一人としての行動を意識できるようにする。
 - ・対話や一人1台端末を活用した意見共有などを通し、児童等が互いを尊重しながら学び合える教育を全教育活動で進める。また、他者と共に学習活動を行う中で、新しい考えを生み出したり、新しく価値付けたりしながら、自分をよりよく変容できる姿を目指す。

(3) 令和6年度の学校評価を受けた改善の方策

令和6年度「学校評価アンケート児童・生徒質問紙調査【(2)自分と人との関わり】」において、「(2)②相手を思いやる行動をしようとする。」「(2)③相手の考えを受け入れ、尊重した行動をしようとする。」に関しては、多くの学年で90%以上の児童等が肯定的な回答を示した。その反面「自分」に関しては、全体で約88%と比較的低い傾向があることが分かった。このことから、引き続き市民科や学級指導を通して他者性を学ぶとともに、キャリアパスポート等を活用しながら自分自身への振り返りをもたせる必要がある。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



※緊急の場合には、状況に応じて対応するため、本フローどおりに行わないこともある。

(2) いじめの未然防止及び早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 ・職員連絡会で、いじめの定義、学校いじめ防止基本方針の理解 ・児童・生徒理解研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校朝会で、学校いじめ防止基本方針の周知 ・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。 ・NiCoLi 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケンの実施（4月21日より） ・いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、保護者会で、学校いじめ防止基本方針の周知、Web ページで公開 ・校区教育協働委員会で報告 ・セーフティ教室（5-9年）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 ・いじめ防止教育伝達研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート ・hyper-QU 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期課程天桜祭 ・セーフティ教室（1-4年） ・主任児童委員連絡会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間 ・トリプルチェンジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一回面談
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ早期発見チェックポイント研修 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 ・所在確認日（初日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・NiCoLi ・トリプルチェンジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会（9月9日） ・主任児童委員連絡会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校風土調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期課程紅葉祭
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程紅葉祭 ・CAP（1-4年、保護者）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 ・いじめ防止教育伝達研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二回面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 ・所在確認日（初日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・NiCoLi ・トリプルチェンジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校風土調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程楓光祭 ・主任児童委員連絡会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会議開催 ・学校いじめ防止基本方針の見直し・区教育委員会への提出 		<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン ・Dアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会（3月6日）